



### 将来的な展望を持って 誰もが安心して暮らせる地域社会を



創和会 横溝 泰世  
一 社会福祉法等の改正に伴う市としての考え方について

社会福祉法が制定されてから70年が過ぎ、平成12年には抜本的な改正により利用者本位の利益保護がなされた。その反面、高齢者・児童・障がい者分野において措置から契約へと移行したことは、行政責任の回避で、事業者への責任転換と施設利用者への責任を課したものと考える。こうした問題や課題を抱えた法律が毎年のように改正されているが、制度改革についての考えはどのようなか。

答 ニーズが多様化し、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の負担が増えていることは理解している。国が進める経営の基盤強化や人材確保などを図るため、法人が組織した経営者懇談会と連携を図り、新たな制度を検討していく。



障害福祉サービス等事業所の適正な配置計画を(写真は、秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの)

### 表丹沢野外活動センターの魅力ある施設への転換を図れ



公明党 山下 博己  
一 水道水の効果的な活用について

秦野の水のペットボトル販売は環境負荷の問題があるため、全国で進められている独自のラッピングを施した水道管直結式ウォーターサーバーの設置を進め、マイボトルの活用を促すほうが大きな意義があると考えますか。

答 SDGsの理念や脱炭素社会の実現は、一人一人の環境問題への取り組みや、子どもたちへの意識付けが重要であり、ウォーターサーバーの設置効果も含め、今後、環境保全意識の共有を図る。意見 自然に恵まれた湧水の里秦



### 「畦畔」市への譲与地の説明と 官民それぞれの適正な管理を



自民・新政 高橋 文雄  
※畦畔の管理について

法に基づく管理がなされない公共物であるあぜ道や水路などに付随する畦畔について、平成12年に国から譲与を受けているが、現在の管理状況はどのようなか。

答 市に管理責任があるが一律に管理することは難しく、地域などの協力を得て管理している。

問 農地と接する、地番が付されていない国有地である二線引畦畔について、所有者である国が管理すべきと考えるが、どうか。



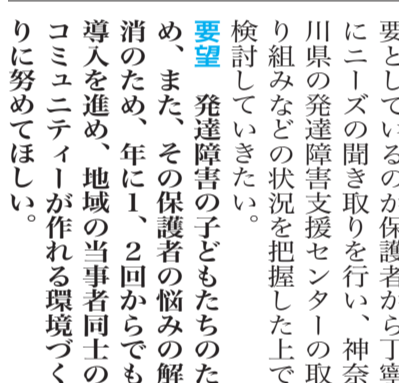
### 今こそヤングケアラー支援と ペアレント・プログラムの実現を



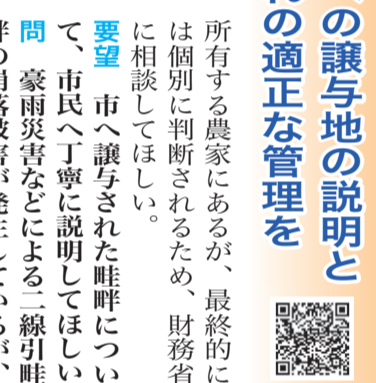
公明党 中村 英仁  
一 ヤングケアラーの支援について

ヤングケアラーの問題において、早期発見・早期支援が重要であり、本市における独自のヤングケアラーの実態調査と、専用の相談窓口が必要と考えるが、現状はどのようなか。

答 調査や周知の内容、方法など検討すべき課題が多くあるため、事業者との連携を進めることが最もふさわしいと考えるがどうか。



観光を中心とした施設への転換を(写真は、表丹沢野外活動センター)



自然災害による脅威が増す中 公民で協力した畦畔の管理が求められる

### 議会の動向

○5月	27日(木)	議案送付	
	31日(月)	議会運営委員会	議会運営委員会小委員会
		議案追加送付	
○6月	3日(木)	代表者会議	
		議会運営委員会	
	7日(月)	市議会第2回定例会開会	【傍聴者数1人】
		本会議(議案審議)	【傍聴者数6人】
		議会運営委員会	【傍聴者数1人】
		議会運営委員会小委員会	
	9日(水)	総務常任委員会	【傍聴者数1人】
		予算決算常任委員会(総務分科会)	
	10日(木)	文教福祉常任委員会	【傍聴者数3人】
		予算決算常任委員会(文教福祉分科会)	【傍聴者数1人】
			【傍聴者数2人】
	11日(金)	環境都市常任委員会	【傍聴者数2人】
	14日(月)	議会運営委員会小委員会	
	15日(火)	本会議(一般質問)	【傍聴者数19人】
	16日(水)	本会議(一般質問)	【傍聴者数5人】
	17日(木)	本会議(一般質問)	【傍聴者数33人】
		追加議案送付	
	22日(火)	議会運営委員会	
		予算決算常任委員会	
		市議会第2回定例会閉会	
		議会運営委員会	
		議会報編集委員会	
		議会運営委員会小委員会	議会報告会検討会
○7月	1日(木)	秦野市伊勢原市環境衛生組合議会第2回定例会	
		議会運営委員会小委員会	
	9日(金)	議会運営委員会小委員会	
	16日(金)	代表者会議	議員連絡会
		議会運営委員会	議会運営委員会小委員会
		議会報告会検討会	
	26日(月)	議会運営委員会小委員会	
○8月	4日(水)	議会報編集委員会	
		議会運営委員会	議会運営委員会小委員会



当事者同士のコミュニティーが作れる環境づくりを

倒木の恐れがある危険木の伐採や崩落土砂の撤去にかかる費用について、10万円を限度に助成するものである。

制度の対象外となるような局所的な被害にも対応してほしい。



### またぞろ不適切と思われる おおね公園売店の管理許可



無所属 吉村 慶一  
一 令和3年度以降のおおね公園売店の管理許可について

この件については、令和2年度までの、1者を対象とした覚書による10年間の管理許可は条例違反であるとの私の指摘に対して、市は条例違反ではないと答弁していた。しかし不適切な事務であることから、3年度以降の管理許可者の選定は、2者(協同組合ほつと鶴巻・東海大学駅前商店会協同組合)を対象とした公募としたが、そのやり方が不適切ではないか。

募集期間が12日間しかなく、これは県立戸川公園レストハウスの36日、ヤビツ峠レストハウスの54日と比べて短い。これでは新規参入を検討するには十分な時間がなく、引き続きほつと鶴巻に管理させたという市の意向があったのではないかと。管理許可の期間も、戸川レストハウスは当面1年、ヤビツ峠レストハウスは2年で、その後3年ごとの更新となっている。



おおね公園売店

用語解説 ※畦畔…田畑などの耕作地を区切るあぜのこと。ここでは、土地の区画や地番を示す公図において、田畑などの間に介在する細長い土地を指す ※ペアレント・プログラム…育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師など)が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム ※ペアレント・トレーニング…保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム